

# 桑野社労士&FP事務所だより

令和2年4月10日

第121号

〒614-8034 京都府八幡市八幡舞台 34 番地の 17

TEL 075-874-4629 FAX 075-874-4630

E-mail [kuwano@cosmos.ocn.ne.jp](mailto:kuwano@cosmos.ocn.ne.jp)

## 労働社会保険関係法令などの 令和2年4月からの主な改正（予定）内容

### 中小企業の時間外労働の上限規制

- 時間外労働の上限は、原則として月45時間・年360時間で、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。
- 臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合でも、①年720時間以内、②複数月平均80時間以内（休日労働を含む）、③月100時間（休日労働を含む）未満で、④原則の月45時間を超えることができるのは、年間6か月までです。

これらを実施するためには、次のような取り組みが必要です。



#### 1. 時間外労働・休日労働に関する協定の締結

労働時間は原則1日8時間・週40時間以内であり、これを超える場合は時間外労働・休日労働に関する協定を締結し、労働基準監督署への届出が必要です。

- 2. 時間外労働・休日労働を最小限に留める工夫
- 3. 休日労働の把握

これらの時間外労働の規制は休日労働時間を含むものであり、休日労働時間を把握しておく必要があります。

また、月60時間を超える残業には、令和5年4月から中小企業も50%以上の割増賃金の支払が必要です。

### 同一労働同一賃金の支払い

通常の労働者（無期雇用・フルタイム）と短時間及び有期雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消

が求められ、短時間及び有期雇用労働者から求めがあつた場合は、待遇差の内容やその理由について、説明する義務が生じます。また、派遣労働者と通常の労働者（無期雇用・フルタイム）との不合理な待遇差の解消が求められます。

### 高年齢被保険者の雇用保険料免除が終了

雇用保険料は0.9%（一般の事業）に据え置かれますが、高年齢被保険者に対する雇用保険料の免除が終了し、令和2年4月からは全ての被保険者について、保険料の納付が必要になります。

### 健康保険の被保険者は国内居住要件が追加

健康保険の被扶養者の認定要件に、住民票が日本国内にあるという「国内居住」が追加されます。なお、海外に居住していても、日本国内に生活の基礎があると認められる者は、例外として認められます。

### 年金額の改定は、0.2%

令和2年度の年金額の改定は、物価変動率が0.5%で、名目手取り賃金変動率の0.3%より高いため、賃金変動率の0.3%を用い、マクロ経済スライド調整率-0.1%を加味して、改定率は0.2%になります。

これに合わせて年金生活者支援給付金も、次のように改定されます。

老齢年金生活者支援給付金	月額基準 5,030円
障害年金生活者支援給付金 1級	月額 6,280円
障害年金生活者支援給付金 2級	月額 5,030円
遺族年金生活者支援給付金	月額 5,030円

### パワーハラスメント防止の法制化

職場のパワーハラスメント防止のため、令和2年6月1日から義務化されます（中小企業は令和5年4月）。

（裏面に続く）

# 労働基準法 19

## 割増賃金が必要な労働

労働時間が長くなる時間外労働や休日出勤などでは、その時間分に対しては時間外手当や休日出勤手当などの割増賃金が支払われます(労働基準法第37条)。

1週40時間・1日8時間を超える時間外労働には、通常の賃金の25%以上で計算した時間外労働の割増賃金が支払われます(月60時間を超える時間外労働の場合は、割増率は50%以上になります)。また、週1日または4週4日の法定休日の労働に対しては、通常の賃金の35%以上で計算した休日勤務割増賃金の支払が義務付けられています。

従って、自発的な残業だから割増賃金を支給しなかったり、手当に上限を設けて



いても、実際の時間外労働時間に応じた計算額がそれを超えれば、差額の請求をしなければなりません。また、36協定を結ばないなどの違法な残業をしていた場合でも、割増賃金を支払わないということではできません。そして、一定の残業代込みの年俸制でも、基準となる所定労働時間や時間外労働時間が見込み額を超えれば、割増賃金が必要です。

### 割増賃金の計算方法は？

まず、割増賃金を算定する基礎となる1時間当たりの賃金を、計算します。これは、1か月当たりの賃金総額を1か月に働いた労働時間で割ります。しかし、賃金総額には、①家族手当、②通勤手当、③別居手当、④子女教育手当、⑤住宅手当、⑥臨時に支払われた賃金、⑦1か月を超えるごとに支払われる賃金は除かれます。月給制の場合の所定労働時間は、1日の所定労働時間×年間所定労働時間÷12か月で、算出します。1円未満の端数が出た場合は、50銭未満は切り捨て、50銭以上は切り上げて計算します。常に切り上げて、問題はありません。

<例>1か月の給与総額 30万円、年間所定労働日数 240日、1日の所定労働時間 7時間の場合  
 $30万円 \div (7時間 \times 240日 \div 12月) = 2,142.857円 \approx 2,143円$  (50銭以上は切り上げ)

## 会社責任の休業には、休業手当が

会社の所定休日や休暇でもないのに、会社が一方的に休業を命じたときには、平均賃金の60%以上の休業手当を支払わなければなりません(法第26条)。例えば、原材料が手に入らなかったり、「業績が芳しくない」といった理由で自宅待機をさせる場合は、使用者に責任があるとみなされ、休業手当を支払わなければなりません。

(次号に続く)

## 事務所からひとこと



自宅の近くの小川添いに咲く桜が、満開でした。4月3日、朝の散歩の時に撮影。この桜並木は、私の家族が今の場所に越してきた約40年前には、小さな木だった。それがいつの間にか大きくなり、この時期、付近住民を楽しませ、通路が憩いの場になっている。



翌4月4日は、毎年訪問している滋賀県の海津大崎へ。ここは「日本の桜名所100選」に選ばれおり、琵琶湖岸約4kmにわたり続く、ソメイヨシノが約8,000本並びます。初めて見たときは、“まさに桜のトンネル”で大いに感激しました。

今年は“新型コロナウイルス感染防止”の影響で、例年のシャトルバス、仮設トイレ、出店などは、全て取りやめ。歩いている人もまばらで、屋形船に乗っている人も少なかった。しかし、車での花見見物は多く、毎年満期の時期は「海津東口から二本松間は東への一方通行で、ゆっくりと走行して、桜を観ることができた。